

## 電子契約について

### 1 制度の目的

本市における契約事務の効率化、受注者の移動コストや収入印紙が不要となる点等のメリットを考慮し、電子契約の導入を行う。

### 2 法令上の根拠

#### ○民事訴訟法

第228条 1 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

#### ○電子署名及び認証業務に関する法律

第3条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

### 3 対象となる契約

契約検査課及び水道総務課において入札・契約事務を行う建設工事・建設工事関連業務委託のうち、契約相手方が電子契約を希望するもの。

(※その他の契約については対象となりません)

### 4 契約手続きについて

別紙「契約締結までの流れについて」を参照ください。

### 5 開始時期について

令和7年2月以後、公告（指名）する案件について適用する。

契約検査課 契約係

電話番号：055-934-4713 メール：[keiyaku@city.numazu.lg.jp](mailto:keiyaku@city.numazu.lg.jp)

水道総務課 庶務係

電話番号：055-934-4851 メール：[suido-so@city.numazu.lg.jp](mailto:suido-so@city.numazu.lg.jp)

## 契約締結までの流れについて

